

## 平成 26 年度第 4 回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催

鳥取労働局労働基準部賃金室

平成 26 年 10 月 24 日（金）9 時から、鳥取地方最低賃金審議会第 4 回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会（西村 教子<sup>にしむらのりこ</sup>部会長）が鳥取労働局庁舎 4 F 大会議室において開催されました。



本専門部会においては、事務局から電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の全国の設定状況について報告がなされ、前回に引き続き、同最低賃金の改定について金額審議に入り、労使の協議を経て、慎重に審議を行った結果、現行の「時間額 7 3 8 円」にプラス 5 円で「時間額 7 4 3 円」に引上げる旨、全会一致で結審し、鳥取地方最低賃金審議会長あての同専門部会報告書が取りまとめられ、鳥取労働局長あてに答申がなされました。



本専門部会が全会一致で結審したことにより、この決定をもって本審議会の決議となること（最低賃金審議会令第 6 条第 5 項）の適用を受け、西村部会長（右）から答申文を受取る北代昌巳労働基準部長（左）

事務局においては、今回の答申を受けて、同最低賃金に係る改正発効に向けて所要の手続に入りました。

また、今回の金額改定の答申について異議の申出がない場合には、最短で 11 月 25 日の官報公示を行った後、本年 12 月 25 日（木）に改正発効される見通しになります。

さらに、今回の金額改定の答申について異議の申出がある場合には、第 493 回鳥取地方最低賃金審議会を開催する予定で日程調整をすることとなります。

なお、本年度の鳥取地方最低賃金審議会及び同専門部会における審議については、今回の金額改定の答申について異議の申出がない限り、本専門部会の開催をもって終了することになりますので、その場合には、順次、鳥取労働局のホームページの中で最新情報の提供をさせていただきます。